

令和4年度第1回府中市図書館協議会 会議録

日 時 令和4年7月25日(月)午後2時～

場 所 ルミエール府中 5階会議室

出席:

[委員]

新井 祥穂委員、荒川 徳子委員、岩浅 雅美委員、江幡 さち子委員
大野 友和委員、栗原 浩英委員、齊藤 誠一委員、島田 文江委員
富田 陽子委員、藤原 美江委員

[事務局]

佐藤文化スポーツ部長、平野図書館長、田口図書館長補佐
藤川サービス係長、金崎事務職員、神戸主任、平田主任、橋本主任
鈴木事務職員

傍聴人:なし

議事

- 1 委嘱状の交付
- 2 文化スポーツ部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 正副会長選出
- 5 事務局より報告
- 6 図書館サービスの現状について
- 7 審議事項
 - (1) 府中市図書館協議会の運営方法について
 - ア 会議の公開について(傍聴希望への対応及び会議録の公開)
 - イ 今後の開催スケジュールについて
 - (2) 府中市立図書館のサービス状況の点検及び評価に係る仕組み作りについて
- 8 その他
 - (1) 次回開催について
 - (2) 館内見学

配布資料

- 資料1 令和4年度府中市図書館協議会委員名簿
- 資料2 府中市立図書館条例及び府中市立図書館条例施行規則
- 資料3 府中市立図書館の現状と役割・図書館サービスの内容
- 資料4 会議の公開について(案)
- 資料5 今後の開催スケジュールについて
- 資料6 府中市立図書館事業評価の評価方法について
- 資料7 府中市立中央図書館運営方針
- 資料8 府中市立図書館サービス状況調査票(案)
- 資料9 令和元年度 府中市図書館協議会答申
- 資料10 令和2年度 府中市図書館協議会提言

補助資料

- ・パンフレット(府中市立図書館利用案内、ルミエール府中施設案内)
- ・令和3年度府中市立図書館事業概要
- ・第4期府中市子ども読書活動推進計画

会議録

【事務局】

ただいまから、令和4年度第1回府中市図書館協議会を開催いたします。

本日は正副会長が決定するまでの間、進行役を務めさせていただきます府中市文化スポーツ部図書館サービス係長の藤川と申します。よろしくお願いいたします。

なお、議事録を作成するため、本日の審議内容は録音させていただいております。併せて、内部記録用で、写真も撮影させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに配付資料の確認をさせていただきます。

(配布資料確認)

資料に関しまして、1点、連絡事項がございます。

資料1「令和4年度府中市図書館協議会委員名簿」につきまして、内容に変更がありましたので、差し換えをお願いします。

1 委嘱状の交付

【事務局】

それでは、次第1の「委嘱状の交付」に参ります。

本来ならば、委員の皆様お一人お一人にお渡しするところでございますが、進行の都合上、協議会委員の代表といたしまして、新井委員に府中市文化スポーツ部長から委嘱状をお渡しさせていただきます。恐れいりますが、新井委員は前へお願いいたします。

(佐藤文化スポーツ部長から新井委員へ委嘱状を交付)

【事務局】

そのほかの委員の皆様につきましては、机上に委嘱状を置かせていただいております。任期は令和6年6月30日までの2年間となります。

2 文化スポーツ部長あいさつ

【事務局】

では、次第2へ参ります。令和4年度の第1回図書館協議会の開催に当たりまして、府中市文化スポーツ部長の佐藤から委員の皆様にあいさつ申し上げます。

(佐藤文化スポーツ部長あいさつ)

3 図書館協議会委員の紹介

【事務局】

つづきまして、次第3、図書館協議会委員の紹介に移ります。資料1をご覧ください。第1回目ですので、各委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと存じあげます。

(各委員の自己紹介)

【事務局】

ありがとうございました。つづきまして、職員の紹介をさせていただきます。

(図書館長以下、事務局の自己紹介)

4、正副会長選出

【事務局】

つづきまして、次第4の会長、副会長の選出に参ります。
まず、図書館長より本協議会について、説明させていただきます。

【事務局】

では、資料2をご覧ください。

府中市図書館協議会は、「府中市立図書館条例」及び「府中市立図書館条例施行規則」で定められております。「府中市立図書館条例」の第6条をご覧ください。第1項により本協議会は「図書館法」第14条第1項に規定されている「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」との規定に基づきまして、令和元年4月1日に設置いたしました。

第2項には委員は10人以内をもって組織し、つづく第3項では教育委員会が委嘱するとの規定に基づきまして、先ほど10名の委員の皆様にご委嘱状を交付させていただきました。

第4項のとおり、任期は2年で、再任を妨げないとしております。

つづきまして、「府中市立図書館条例施行規則」になります。

第16条をご覧ください。第1項により、本協議会は図書館長の諮問に応じ、図書館の運営に関する事項について審議し、その結果を答申するほか、図書館が行う図書館

奉仕につき、館長に対して意見を述べていただくこととしております。

第2項では協議会の役員として、会長及び副会長を置くとし、選出方法は互選によることとしておりますので、後ほど正副会長を互選により、選出させていただきます。

つづきまして、第17条第2項では、協議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとありますが、本日は全員の方に出席していただいておりますので、本日の協議会は有効に成立していることを、報告させていただきます。

【事務局】

それでは会長、副会長の選出を委員の互選によりお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

皆さん、初めての方が多く、分からないことが多いと思いますので、事務局のほうで何か案はありますでしょうか。

【事務局】

それでは、事務局から提案させていただきます。

齊藤委員が会長、栗原委員に副会長という案をあげさせていただきます。

齊藤委員におかれましては、大学教授として図書館学を専門とされておりまして、図書館の運営や図書館奉仕について深い見識をお持ちですので、会長として適任と考えます。

また、栗原委員におかれましては、前回の図書館協議会の副会長を務めていただいたご経験があり、会長の補佐役として適任と考えております。

会長、副会長につきましては、お二方をお願いしたいと考えております。

皆様、いかがでしょうか。よろしければ拍手にてご承認いただければと思います。

(拍手)

【事務局】

それでは恐れいりますが、齊藤会長と栗原副会長は、会長・副会長席へのご移動をお願いします。

(席移動)

【事務局】

移動にご協力いただきましてありがとうございます。では早速ですが、齊藤会長、栗

原副会長にご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

ただいま、ご指名をいただきました齊藤誠一でございます。会長ということで身が引き締まる思いですが、よろしくお願いいたします。

第1回の図書館協議会のときにも、会長を務めさせていただきましたが、図書館協議会は、図書館長の諮問機関であり、諮問を受ければそれに対して答申を行うことと、協議会の意見を図書館長に申しあげる、意見具申ができます。

市民を代表して図書館運営に様々な意見を言っていく、ご意見番ということなので、その点を踏まえながらぜひ建設的なご意見をお示ししていただければと思っております。

委員の皆さんの協力がないと、なかなか良い答申なり、意見具申になりません。

前回のときは、様々なご意見をいただいて答申することができましたので、今回もぜひ皆様のご協力を得て、図書館サービス向上に向けた仕事をしていきたいと思っておりますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

【副会長】

副会長を務めさせていただく栗原です。前協議会から引き続き、齊藤会長と一緒にお仕事することができて、本当に嬉しいです。微力ではありますが、会長を支えることができると思います。

前協議会では、委員の皆さまが非常に活発に意見を出していただいて、良い答申ができたと思うので、またその流れでいけるのではないかと期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、以後の進行は会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、次第に沿って進めてまいります。まず次第の5でございますが、事務局より報告をお願いします。

5 事務局より報告

【事務局】

それでは事務局より2点、報告させていただきます。1点目は、これまでの本協議会

における協議内容等についてです。

資料9をご覧ください。府中市立中央図書館は平成19年12月よりPFI手法で図書館運営を行ってまいりましたが、令和4年9月末をもちまして15年間の事業契約が終了することになります。

令和元年5月28日に発足した当協議会では、「府中市立図書館の今後の運営手法に関する事項」について諮問し、ご審議をいただき、同年10月28日に資料9のとおり答申を受けました。

本市としましては、この内容を踏まえて、令和4年10月以降の次期15年間につきまして、中央図書館が所在するルミエール府中については、市民会館との複合施設としてPFI手法を継続し、また地区図書館については地域に根差したサービスが展開されていることから、市が直接事業を実施する直営方式を継続することといたしました。

つづきまして、資料10をご覧ください。

コロナ禍に開催しました令和2年度の協議会では、「新型コロナウイルス等の感染症拡大時の図書館サービスの在り方について」ご審議いただきました。

資料10が委員の皆様にご提出頂いた提言書になります。

2ページをご覧ください。委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、図書館では次の事業等を実施いたしました。

まず、「1 非来館型サービスの充実について」ですが、次期PFI運営により、再開館する令和5年3月に、図書館ホームページやシステムの更新に伴い、電子図書館サービスを開始いたします。

詳細につきましては、現在準備を進めていますので、随時報告させていただきます。

また、図書館講演会につきまして、令和3年3月21日を初回としまして、昨年度実施の全3回、会場での実施に加えて、オンラインでも並行して、実施しております。

つづきまして、「2 場としての図書館空間の確保について」ですが、利用者の皆様に安心して図書館をご利用いただけるよう、基本的な感染症対策について、継続して実施しております。また、市内図書館全館に図書消毒機を設置いたしました。

「3 広報対応の充実について」は、図書館における感染防止対策などについて迅速に情報発信するとともに、デジタルディバイドに配慮いたしまして、館内掲示を充実するなど、全ての市民の皆様に分かりやすいお知らせを努めているところでございます。

「4 職員の安全確保について」は、カウンターや事務室内にパーテーションを設置するなど、引きつづき感染防止に努めてまいります。

最後に「5 感染症に関する情報源の充実と提供について」ですが、令和3年2月17日より、中央図書館4階に健康・医療情報コーナーを展開し、新型コロナウイルス感染症に関する情報機関等からの情報を発信するとともに、「健康医療情報の探し方」、「闘病記リスト」、「がんに関する本」といったリーフレット等を関連書籍とともに配置い

たしました。

昨年度は次期 PFI 運営に向けた諸準備のため、協議会は休止いたしました。今年度より定期的を開催してまいります。委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

つづきまして、2点目としまして、「第5次府中市子ども読書活動推進計画」について、報告いたします。

府中市では子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成15年より「府中市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちへの読書啓発活動などの事業を推進してまいりました。

「市と市民が手を携えて、子どもの読書環境をより一層整備することにより、子どもが本を楽しみ、読書する力を身に付け、個性豊かで、健やかに成長し、人生をより豊かに生きること」という基本理念を引き継ぎながら、現在第4期の6か年計画の中の、5年目を迎えております。

次の計画につきましては、市のその他の総合計画等に合わせ、「第5期」ではなく、「第5次」という名称に変更し、令和6年度4月より開始できるよう、今年度より、計画の策定について話を進めてまいります。

今後のスケジュールについては、本年9月より、子どもの読書活動に関するアンケートや、第5次計画の内容についての検討を始め、年内には、それぞれのたたき台を作成してまいります。令和5年4月にアンケートを配付し、6月に結果をとりまとめ、第5次計画案に適宜反映させる予定です。計画案を確定後、パブリックコメント、各所への報告を経て、計画を策定し、令和6年4月より施行する予定です。

アンケートの結果及び第5次計画につきましては、当協議会においても、随時報告させていただきます。

【会長】

続いて、次第「6 図書館サービスの現状について」、引きつづき事務局より報告をお願いします。

6 図書館サービスの現状について

【事務局】

それでは、資料3をご覧ください。1ページ目から2ページ目では、これまでの府中市立図書館の歩みについて、記載しています。

府中市立図書館の始まりは、1947年会議所内に読書室として開設したことに遡ります。14年の後、1961年に府中市立図書館として新たに開館し、翌年からは貸出を開始しております。

1967年には大國魂神社敷地内、現在のふるさと府中歴史館がある建物に移転し、新たに開館しています。その4年後から、順次、地区図書館を開館しております。

そして2007年、ルミエール府中の建設に伴い、現在の場所に中央図書館を移転し、開館いたしました。この移転、開館に際しまして、民間活力を導入したPFIという運営方式を採用いたしました。新たな中央図書館では、図書1冊1冊に無線式のCタグを貼付し、これを用いた自動貸出機や便利な予約棚、巨大な自動出納書庫を地下に設置するなど、最新の図書館システムを持つ図書館としてサービスを開始しました。

2011年には府中市図書館協議会の前身となります府中市立図書館サービス検討協議会が発足し、2015年に名称を府中市立図書館サービス検討会議に変更しました。2017年にはより多くの方に図書館資料の利用をいただくために、利便性のよい府中駅前のル・シーニュ5階にて、市政情報センター図書取次業務を開始いたしました。

2019年には図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、審議、答申することができる附属機関として、府中市図書館協議会を発足いたしました。

2020年には新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、サービスの一部が利用停止となりました。

2ページには、府中市立図書館の基本方針と、中央図書館・地区図書館それぞれが持つ機能と役割を記載しております。こちらは2004年度に運営方針として示したものです。

つづきまして、3ページの表は府中市立図書館の施設概要となります。府中市立図書館は中央図書館と12の地区図書館から構成されており、13館全てが複合施設となっております。地区図書館は併設する施設によって、さらに3つに分けております。

4ページから7ページには、各館の個別概要を示しております。4ページには市民会館と併設している中央図書館、5ページは文化センターに併設している地区図書館の代表例としまして西府図書館、6ページはふるさと府中歴史館にある宮町図書館、7ページは生涯学習センターに併設する生涯学習センター図書館を掲載しております。

なお、中央図書館につきましては、本日の会議終了後に見学会を実施いたします。地区図書館につきましては、時間の都合上、こちらに掲載されている写真をもって見学会に代えさせていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しいとは存じあげますが、ぜひお近くの地区図書館にお立ち寄りいただき、地区図書館の様子をご覧いただければ幸いです。

8ページをご覧ください。上部には各館の配置図、下部には地区図書館の1館当たりの人口数を同規模の人口を持つ自治体と比較して示しております。市内全域にまんべんなく配置された地区図書館は、同規模自治体間でも数が多いため、1館ごとの人口数は少なくなっております。これにより市民1人1人がより快適に地域に根差した図書館を利用することができる環境を整えております。

9ページから11ページには、府中市立図書館が実施しているサービスの一覧を掲載しております。貸出、閲覧やレファレンスサービス、視聴覚サービス、児童青少年向けサービスといった図書館としての基礎的な機能を備えております。

10ページから11ページに記載されているように、地域資料や外国語資料、仕事情報等の充実、小中学校の支援やボランティア活動推進などによる地域との連携などにも力を入れております。地区図書館につきましては、施設の規模等の問題により実施が難しいサービスもありますが、基礎的なサービスについては、おおむね中央図書館と同様のサービスを提供しております。

12ページから15ページをご覧ください。運営手法についての説明となります。中央図書館はPFI手法を導入し、平成19年12月より市民会館との複合施設として、ルミエール府中に移転・開設いたしました。PFIとは、建物の建築から管理・運営までを一括して事業者へ委託する手法です。ルミエール府中でいえば、建物の建築、開館後の図書館業務、1、2階の市民会館業務、1階のレストラン業務、また建物全体の保全管理業務など、これら全てをひとまとめにして委託契約を行う手法ということになります。

14ページをご覧ください。図書館部分は業務分担という形で、一部を事業者へ委託し、図書館の根幹部分は市の直営で運営をしている状況です。14ページの表をより分かりやすく図にしたものが15ページとなります。

次に16ページから20ページをご覧ください。こちらは図書館の利用状況をまとめた各種グラフとなります。20ページの下部以降は、グラフのもととなる各種表を示しております。来館者数、貸出数、利用者数は減少傾向にあります。特に令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大幅な減少となっております。しかしながら、20ページのグラフでは、人口一人当たりの貸出数は全国が4.3点に対し、府中市では7.3点となっており、平常時の利用状況に戻りつつあることが分かります。

以上で府中市立図書館の現状と役割、図書館サービスの内容についての説明とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。ただいま次第の5と6の説明をいただきました。5では図書館協議会及び子ども読書活動推進計画について、6では府中市の歴史から現状について説明をいただきました。これに関して、何かご意見、ご質問はありますか。

【委員】

図書館サービスの現状の説明で図書館の歴史がよく分かりました。資料3の1ページの「府中市立図書館の歩み」の部分で1961年に現在から60年ほど前に役場の中に図書館を開館したとありますが、これは郷土の森にある旧府中町役場の一室に図書館があったということですね。

ここにはよく子どもと一緒にいきます。60年前にここに図書館があったのだということの説明できて、何かにつながっていくのではないかと思います。

【会長】

私が小学生の頃、府中駅の南にある称名寺と現在の都の合同庁舎に隣接して図書館と教育研究所がありました。その建物は、郷土の森にある「旧府中町役場」でした。

【委員】

図書館の充実やサービスの向上などはおおむね人に依るものだと思っております。図書館運営のPFI方式について、府中市としては、望ましい形であるという認識をお持ちなのか、他の方法があるが、財政的な面などいろいろな制約でこの方式をとらざるを得ないのか、どういう認識なのか。

【事務局】

以前は、現在のふるさと府中歴史館の場所に、中央図書館があり、現在の中央図書館のある場所には、市民会館がありました。

中央図書館と市民会館どちらも老朽化しておりまして、防災上の関係など様々な問題もあり、2つの施設を複合化することを検討しておりました。

当時、様々な運営や建設方法を検討していく中で、市が直接建設するのではなく、PFI方式で行うことで、費用面においても効率的であることが分かり、図書館業務も、業務全体を委託するのではなく、基幹的な部分は府中市で担い、貸出・返却などの一般的な部分は事業者へ委託することで、以前より長い時間帯で開館することが可能になりました。

開館時間が長くなることで様々な生活パターンの方が図書館を利用できるようになります。そういった部分を含めて、総合的に判断し、現在の図書館業務を一部委託するPFI方式が望ましいとの認識を持っております。

【委員】

開館時間が長くなったとのことですが、貸出件数の変化はあるのでしょうか。遅くまで開いているから、借りる人も多くなったのですか。

【事務局】

開館時間だけではなく、中央図書館の施設の規模が大きくなったことや開館日数も増えたことに加え、利用者に貸出できる本の冊数も拡大し、視聴覚資料も充実しましたので、PFI方式以前と比べると、飛躍的に利用は伸びております。

【委員】

資料3では、様々な統計の数字が出ていますが、中央図書館では、年間の開館日数は何日でしょうか。

また、職員の方の司書資格の保有率というのはどれくらいでしょうか。

【事務局】

中央図書館では、月に第1火曜日と第3の月火のみが定例休館日になります。電気設備点検日や年末年始には休館いたしますが、令和3年度の開館日数は、321日となっております。

また、司書資格の保有率でございますが、市の会計年度任用職員は、図書館司書もしくは学芸員の資格を持っている者を採用しております。行政職員を含めると、全体で40%～50%が有資格者となります。PFI事業者につきましては、有資格者が50%以上とする基準を設けております。

【委員】

資料3の13ページにある「中央図書館の運営概要」の図の見方を教えてください。スキーム図のところですが、府中市側からSPCに対して、事業契約をする実線部分ともう1つの点線が下につながっている部分の2系列があるように見えますが、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

【事務局】

PFI方式につきましては、ルミエール府中では、市民会館と図書館の複合施設になっております。1、2階が市民会館、3、4、5階が図書館の運営となっております。図書館の運営は市と事業者の分業となっております。

ご指摘いただいた点線については、ルミエール府中の1、2階の市民会館部分の運営を指定管理者が担っていますが、PFI事業者とは、別の事業者になっております。そのため、市民会館についてはPFI事業者と指定管理者という、この2者の運営で行っております。

【委員】

他市でもこういう事例はあるのでしょうか。

【事務局】

PFI方式で建てている図書館というのは他の自治体でもあります。

例えば、稲城市の図書館ですが、こちらは建物を建てる時はPFI方式で民間資金を利用して建てております。府中市立中央図書館は15年間の期間で契約しております。

すが、稲城市は少し長くて20年間の契約期間とのことです。稲城市は、図書館の運営について、指定管理制度を採用しています。

府中市の場合は、図書館サービスの考え方をしっかりと受け継いでいく必要があるということで、基幹的な部分は市の職員が担っています。

資料3の9ページをご覧ください。

6の「府中市立図書館が提供する主なサービス」のうち、貸出などの一般的な部分は事業者任せにしておりますが、予約、レファレンスサービス、児童・青少年サービス、ハンディキャップサービス、地域資料、選書などの基幹的な部分は、市の職員が担っています。

事業者と市で分業する方式が前期の図書館協議会で、良い評価をいただき、府中モデルという言葉で表現していただきました。

【会長】

PFI方式でこの分業方式を採用している図書館は、他にはないと思います。府中モデルと言ってよいと思います。図書館サービスの根幹の部分に関しては、直営で担い、地区館も直営で運営しています。この方式は、府中独自方式として評価できます。

最初にPFI方式を採用したのが桑名市の図書館ですが、市の職員はサービスを担わない方式とのことです。

【委員】

資料3の10ページの地域情報の提供サービスについて、府中市の行政資料など、様々な資料が提供されているということですが、具体的にはどのような資料を提供しているのでしょうか。フードバンクなどの生活に関する情報は無いのでしょうか。

【事務局】

府中市に関する郷土の歴史的な資料や府中市で発行している行政資料、また、国等が出している資料などを提供しています。行政サービスの情報提供としては、行政情報などのチラシ、ポスターを館内に掲示させていただいております。また、特集展示等では、様々なテーマを設けて、テーマに沿った書籍や、生活に関する情報を提供しています。

【委員】

生活に直結するサービスなど、資料を展示するだけでなく、相談窓口の紹介などアウトリーチ的な対応はしているのでしょうか。

【事務局】

図書館内に生活相談の窓口を設けるとするのは難しい部分がありますが、レファレンスコーナーで生活問題に関する相談を受ければ、レファレンスの範囲内で情報提供を行っております。

また、生活情報に関連する部分では、医療・情報提供サービスのコーナーで、インターネットで発信されている情報を、紙媒体で提供しています。インターネット環境がない方でも、インターネットの情報を手にできるよう工夫を行っております。

【委員】

図書館の予算は、一般会計の中で予算計上されているのでしょうか。

【事務局】

一般会計で予算措置を行っております。

ただし、PFI 事業者との契約は、15年間の長期契約ということになっておりますので、債務負担行為で決まった金額で委託しております。

【委員】

府中市立図書館では貴重書などの府中市独自の資料はありますか。

【事務局】

府中は歴史が長く、旧甲州街道などの街道沿いにあり、宿場町でしたので、特別コレクションとして、テーマに基づき、市の独自資料を所蔵しております。

国府が置かれていた関係で国府・国分寺関係の資料や、馬の関係資料、2000年のハスで有名な大賀一郎博士のハス研究の関係のコレクションなどがあります。貴重な資料や寄贈していただいたものには、古い資料も多く、一部は館内閲覧のみとさせていただきます。

【委員】

資料についての、目録も整備されていますか。

【事務局】

目録もございます。

【会長】

府中は競馬場があるので、馬関係の資料があるようです。

大賀ハスは、今年が開花70周年なのですが、ハス関係の資料も所蔵されているよ

うです。

【委員】

地区図書館によって、利用者の多寡などの課題などはあるのでしょうか。

【事務局】

コロナ禍では、市外の利用者も多い中央図書館は利用者数が落ち込んでいましたが、地区の図書館は、地域に住んでいる方が安心して利用できるというメリットにより、利用者数もあまり減少していません。

地区図書館はそれぞれ地域の文化センターという建物内にあり、図書館だけでなく総合的な公共施設で地域の会合や習い事などを行う際に合わせて利用していただけるというメリットがございます。

施設の規模も地域の特性・住民数などによって、それぞれ大小あるので、各館の蔵書数や来館者数などにも違いはあります。その違いは各館の特性と考えており、来館者数の大小を大きな課題とは考えておりません。

【会長】

続いて、次第7の「審議事項」に進みます。事務局より説明をお願いします。

7 審議事項 (1) - ア、会議の公開について

【事務局】

資料4をご覧ください。1の「会議の公開について」ですが、府中市では附属機関等の会議は「府中市情報公開条例」に基づき、原則公開としております。

資料には、条例第32条の抜粋を記載しております。

後段ただし書きにありますように、非公開に該当するものについては、第2号の「不開示情報に該当する事項を審議する場合」や、第3号の「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害される場合」に該当すると判断される際には、改めて委員の皆様にご審議いただいたうえで、対応したいと考えております。

次に、2の「会議の開催の広報」につきましては、あらかじめ会議の日程や会場等を市報に掲載いたします。

つづいて、3の「会議録の作成及び公開」につきましては、会議の公開の原則から会議録を作成し、公開することが原則とされております。したがって、会議後、要点記録による会議録を作成し、各委員に内容の確認をいただいた後、市役所3階市政情報公開室及び市・図書館ホームページにおいて公開したいと考えております。なお、発言者の氏名は公開いたしません。

次に4の「傍聴できる人数の制限等」につきましては、当会議室の広さなど物理的な制約のため、おおむね3人程度で会議ごとに事務局で決定したいと考えております。なお、傍聴希望者は原則、事前申込みをしていただきたいと思いますと考えております。

次に5の「傍聴者名簿への記入及び注意事項」につきましては、傍聴者名簿及び傍聴についての諸注意を作成し、会議の進行を妨げることのないようにしてまいります。

次に6の「会議資料の配付」につきましては、委員の皆様への送付は会議開催のおおむね1週間前までに郵送で送らせていただきます。また、傍聴者にも配付いたしますが、資料の内容によっては閲覧用となるものもありますので、その資料については会議後に回収をしたいと考えております。

【会長】

説明が終わりましたが、何かご意見あるいはご質問はありますか。

(異議・意見・質問なし)

ご異議なしのようですので、資料4の「会議の公開について(案)」というタイトルから「(案)」の部分を外していただき、この内容で進めてまいります。

つづいて、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

【事務局】

傍聴者につきましては、7月11日付「広報ふちゅう」及び市・図書館ホームページで募集しましたが、傍聴希望者はいらっしゃいませんでした。

【会長】

それでは続いて、審議事項(1)イの「今後の開催スケジュールについて」、事務局より、説明をお願いします。

7 審議事項 (1) - イの「今後の開催スケジュールについて」

【事務局】

資料5「今後の開催スケジュールについて」をご覧ください。

今年度の図書館協議会は、2回の開催を予定しており、会議時間は、平日の約2時間、会場は中央図書館5階の会議室を考えています。

第1回である本日の回では、図書館の現状や課題、本協議会の協議内容、進め方などについて説明をいたします。

各回の詳細のスケジュールにつきましては、次の審議事項「(2)府中市立図書館の

サービス状況の点検及び評価に係る仕組み作りについて」の箇所で、説明をさせていただきます。

なお、会議の内容につきましては、現段階での案となります。進捗状況も含めて、今後変更の可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

【会長】

ただいまの事務局案について、ご意見、ご質問ありますか。

(質問・意見 なし)

【会長】

第2回が来年1月(2023年1月)ということになりますね。全5回ということですが、よろしいですか。

(質問・意見 なし)

それでは、事務局案のとおり実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

7 審議事項 (2) 府中市立図書館のサービス状況の点検及び評価に係る仕組み作りについて

【会長】

つづきまして、「(2) 府中市立図書館のサービス状況の点検及び評価に係る仕組み作りについて」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料6「府中市立図書館事業評価の評価方法について」をご覧ください。

図書館評価とは、「図書館全般の活動ならびに運営の実態について点検ならびに測定し、その存在意義、機能の発揮状況、目標の達成具合などについて判断すること」とされております。

また、評価の実施につきましては、「図書館法」や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」におきまして、努力義務として定められており、都内26市の中では11市において、実施されております。

次に府中市の図書館評価についてですが、府中市立中央図書館と地区図書館の一部関連業務につきましては、平成19年12月よりPFI手法で運営を行っており、令和4

年9月末をもって15年間の事業契約が終了となります。

本年10月から約5か月間の休館を経て、令和5年3月から、次期15年間の新たな運営による歩みを進めていくにあたり、本市が直営で実施するサービスにつきまして、独自の図書館評価及び改善につながるPDCAサイクルによる進行管理を行っていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、府中市立図書館のサービス状況のうち、本市の事業やサービスの点検及び評価に係る仕組み作りについて、ご審議いただきますようお願いいたします。

つづきまして、3の「準備・方法」についてですが、今期の図書館協議会では、主に今後の図書館評価のベースとなる、資料8「府中市立図書館サービス状況調査票(案)」についてご意見をいただきたいと考えております。

調査票については、委員の皆様には「府中市立図書館運営方針(案)」を協議していただいた後に、その運営方針に掲げる項目の目標や実績の状況を調査するものでございます。

したがいまして、お手元にある資料8の調査票は、皆様にレイアウトイメージをつかんでいただくためにお配りしたものでございます。

調査票につきましては、次回の協議会で改めて、説明させていただきます。具体的な進め方については、資料6「府中市立図書館事業評価の評価方法について」を再度ご覧ください。

3の「準備・方法」の(1)に記載されておりますが、現在運用しております「府中市立中央図書館運営方針」をベースに地区図書館での役割やサービスを含む「府中市立図書館運営方針(案)」の作成について、ご協議いただきたいと思います。こちらが第2回会議での協議内容となります。

現行の「府中市立中央図書館運営方針」は資料7として配布しておりますので、恐れ入りますが、お時間のあるときに目を通していただきたいと思います。

第2回会議の前には、新たな「府中市立図書館運営方針(案)」の原案を委員の皆様には郵送させていただきますので、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

つづきまして、資料6の(2)ですが、第3回会議では、完成した「府中市立図書館運営方針(案)」をベースに「府中市立図書館事業概要」と紐づけながら、事務局より「令和5年度府中市立図書館サービス調査票(案)」を提示いたします。その内容について、ご協議いただきます。

「府中市立図書館事業概要」は、令和3年度におけるサービス実績数値などの事業報告をまとめています。

資料6の(3)になりますが、第4回会議では、委員の皆様よりいただいたご意見を「令和5年度府中市立図書館サービス状況調査票(案)」に反映いたします。

併せて、事務局が令和5年度及び6年度版の「府中市立図書館サービス状況調査票(案)」に実績及び目標を入力した後、委員の皆様にご確認をお願いします。

つづいて、(4)ですが、第5回会議では、令和6年度より実施予定の図書館評価に向けた「府中市立図書館サービス状況調査票」をまとめていきます。

令和6年度及び7年度の図書館協議会では、この調査票をもとに、令和5年度事業に関する図書館事業評価を実施していただきます。

その後は、年度ごとに継続して、図書館事業評価を実施していきたいと考えております。

【会長】

今回の図書館協議会は評価に向けた取組みということになります。

現在、他自治体の図書館でも図書館評価が行われております。同様の取組みを府中市でも行うことを考えている。そのために、まずは府中市立図書館運営方針をまとめて、それをもとに事業の評価を行っていくということです。これに関して、ご意見、ご質問ありますか。

(意見・質問 なし)

これから事務局で「府中市立図書館運営方針(案)」を取りまとめて、それに対して、ご意見をいただくことが第2回会議の内容となりますが、よろしいですか。

【委員】

資料7の「府中市立中央図書館運営方針」には、図書館の収集方針などは載っているのでしょうか。

【事務局】

図書館の選書基準であれば、図書館のホームページに載っております。

【会長】

収集方針は資料7にも一部記載されているようです。

資料7は、中央図書館の運用方針となっています。これから作成する運営方針(案)は、地区図書館も含めた図書館全体の運営方針を作っていくということになります。

【事務局】

資料7をもとに、事務局で地区図書館を含めた市立図書館の運営方針の原案を作らせていただいて、委員の皆様にお送りいたします。

その内容について、第2回会議にて、ご意見をいただきたいと考えております。

【副会長】

大学図書館でも、評価点検を実施しています。大学図書館では、年度の計画と6年を単位とする中期計画があります。年度計画は年度ごとに立てて、チェックしていますが、府中市立図書館の場合も単年度で評価を行っていくことになるのでしょうか。それとも数年を単位にして、期別のまとめ方を行うのでしょうか。

【会長】

他自治体の図書館だと年度単位で評価しているところが多いですが、府中市でも同様に毎年度評価を行うという認識でよろしいですか。

【事務局】

図書館サービスの中で特に教育委員会に関連する部分は、地方教育行政に関する法律に基づき、学識経験者により点検・評価され、その内容は毎年教育委員会及び市議会に報告・公表しています。

今回は、市職員が行っている図書館サービスの直営部分について、評価するという新たな取り組みであるため、図書館協議会の皆様にご協議いただきます。

また、ご指摘いただいた年度計画ですが、年度計画を立てて、毎年度評価を行っていく予定です。評価のもととなる「府中市立図書館運営方針(案)」については、事業等が変更となる際には見直しを行いますが、必ずしも毎年度変更することはないと考えております。

【会長】

本日の審議内容としては以上になりますが、何かご意見がありますか。

【委員】

事務局の説明では、府中市民だけでなく、他市の利用者も多いとのことでした。

市内に大学があるため、大学生の利用者が多いのか、または、図書館を利用しようなどのテレビ放送や酷暑の影響で高齢者などが来館されているなどの理由なのか。もっと多くの府中市民が利用してほしいのですが、どのように考えていますか。

【事務局】

市立図書館ですので、多くの市民の方にご利用いただきたいというのが、一番の願いとなります。

中央図書館は規模が大きい図書館ですので、本の閲覧だけではなく、市内在住在

勤在学のみになりますが、5階にある学習室での自習など様々な目的を持って来館される方がおられます。

補助資料の「令和3年度府中市立図書館事業概要」の6ページには、他市との相互利用状況が記載されています。

府中市立図書館は、京王線沿線の7市図書館と連携しております。また、近隣市として、国分寺市、国立市、小金井市3市図書館とも協定を結んでいて、該当の市に住んでいる方は、府中市立図書館の本を借りることができます。

蔵書数も多いため、市外の方も府中市までお越しになって、図書館をご利用いただいているので、先ほど市外の利用者が多いと説明いたしました。

【会長】

府中市在学の学生の方も図書館の利用カードを作れるようです。

私も他市の図書館のカードを持っています。

府中市民も他市の図書館を相互に利用できて、ギブ・アンド・テイクとなっています。

【委員】

私はちいさい子のおはなしボランティアをやっており、赤ちゃん絵本文庫やおはなし会などに参加しています。

「いっしょによもうよ 0～2さいのえほん」という冊子を配布していますが、配布の際に、府中市民の方でも文化センターごとに図書館があることをご存じない方もいますので、冊子に図書館の場所案内が載っていれば、より市民の方が利用しやすいと思います。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

【会長】

住んでいるところから近い地区図書館を利用いただければ、大変便利だと思います。

8 その他

【会長】

それでは、次第8の「その他」に進みます。

では、その他の(1)「次回開催について」及び(2)館内見学に関して、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局より、3点説明させていただきます。

1点目ですが、第2回会議は令和5年1月下旬を予定しております。

11月頃に事務局よりメールにて、日程調整させていただきます。また、開催通知や資料につきましては別途送付をさせていただきます。

2点目ですが、本日の会議録ですが、1か月程度で事務局が作成し、委員の皆様へ送付いたしますので、内容のご確認をお願いいたします。

3点目は、会議終了後、事前送付している「委任状」と「個人番号提供書」について、ご提出をお願いいたします。

それでは、会議終了後、中央図書館の館内を案内いたしますので、参加される方はこの会議室でお待ちください。

【会長】

それでは、第1回府中市図書館協議会を終了といたします。皆さまのご協力に感謝いたします。お疲れさまでした。